

出席停止の扱いとなる感染症と罹患した場合の連絡方法(20230601)

「出席停止」の扱いとなる感染症とその出席停止期間	
第一種の感染症	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで。
第二種の感染症	
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
インフルエンザ	(義務教育学校) 発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱後2日</u> を経過するまで。 (幼稚園) 発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱後3日</u> を経過するまで。 ※発熱した日を発症日、0日として計算する。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹が消失し、かつ、2日を経過した後。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
第三種の感染症	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
その他の感染症(第三種として取り扱うこともある)	
感染性胃腸炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)等	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

感染症の詳細については「学校において予防すべき感染症の解説」をご覧ください。
(https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#40)

◆出席停止となる感染症にかかった場合

- 下記のフォームにて、ご一報ください。

[罹患連絡用のフォーム](#)

◆出席停止期間が終了し、登園・登校ができるようになった場合

- 治癒証明書等の書類は必要ありません。
- 登園・登校に際して気になる点や伝えておきたいことなどありましたら、typhoonの連絡ノートにてお知らせください。

2023年6月1日
軽井沢風越学園